

【事業の目的】

市内の保育人材の確保を図るため、就労奨励金を交付する

【奨励金の種類および交付対象者】

(1) 就労奨励金

- ア.新たに就労した者で、2年以上継続して勤務することが見込まれる者
- イ.雇用される日において、40歳未満である者
- ウ.市内に所在する保育園等に、保育士等として勤務した経験がない者

(2) 新卒者支援金

上記、ア～ウに定める者のうち、新卒者であるもの。

【奨励金の額】

100,000円 ※新卒者は50,000円を加算し150,000円

令和6年4月1日以後に雇用されている方が対象

